

1. 申告システムの改善について

- (1) 現在、NACCSでは輸出入者符号とライセンス番号とが関連付けられていないため、NACCS上に誤ったライセンス番号を入力してしまうとそのまま誤申告となってしまいます。ついては、NACCS上で輸出入者符号とライセンス番号を関連づけさせて、2つが合致しなければエラー表示が出るなどのシステム改善を願いたい。

【回答】

まず一つ目にあります、現在、NACCSでは輸出入者符号とライセンス番号とが関連付けられていないため、NACCS上に誤ったライセンス番号を入力してしまうとそのまま誤申告となってしまいます。ついては、NACCS上で輸出入者符号とライセンス番号を関連付けさせて、二つが合致しなければエラー表示が出るなどのシステム改善を願いたい。

こちらにつきましてですけれども、ご質問にあります、ライセンス番号というのはちょっと具体的にどの手続にかかるライセンス番号であるか明確ではありませんので、道路運送車両法に基づく中古車自動車の輸出手続にかかる輸出整理番号であるとの前提で回答させていただきます。

道路運送車両法に基づく中古自動車の輸出手続は、国土交通省が管理しているモータスで、輸出場所、仮登録申請書を行うことで輸出整理番号が払い出されます。その後、当該輸出整理番号を活用して、NACCSで輸出自動車情報登録業務及び輸出申告業務を行うという流れになっております。ただし、ご指摘のとおり、これらの業務では、輸出入者符号とライセンス番号の関連チェックを行っておりません。NACCSで関連チェックを行わせるためには、モータスからNACCSに輸出入者符号が送られてこないことから、NACCSに新設して、民間業者に行っていただくなど、追加的な負担が発生してしまうことになります。

このことからNACCSでは関連チェックを行っておりませんが、NACCSの使用についての改善点があれば、関係省庁と民間利用者からの意見、要望及び費用対効果を踏まえつつ、システム関連に取り組んでいきたいと考えております。

- (2) 航空貨物と海上貨物の輸出通関が同じ保税蔵置場で通関可能になると聞いているが、AIR NACCSとSEA NACCSとでは仕様が異なっているため、仕様を統一するなどのシステム改善に取り組まれない。

【回答】

二つ目ですけれども、航空貨物と海上貨物の輸出通関が同じ保税蔵置場で通関可能になると聞いているが、AIR NACCSとSEA NACCSとでは仕様が異なっているため、仕様を統一するなどのシステム改善に取り組まれない。こちらにつきましては、NACCSの仕様につきましては、民間利用者の要望を踏まえ決定しております。海上貨物と航空貨物では貨物を取り扱う利用者や業務の流れが異なることから、利用者の利便性を考慮した結果、一部仕様の異なるところがございます。しかし、輸出入通関、収納業務等の基本的な部分については、統一した仕様となっております。

いずれにしましても、平成29年10月の次期NACCS公開に向けて、民間利用者の意見、要望を踏まえつつ、仕様検討を行っており、システム改善に取り組んでいきたいと考えております。

(3) 申告添付登録業務（MSX）の運用においては、現在、1回の申告添付登録あたりの容量は1ファイルの最大容量500KB、合計容量は最大3MBまで（最大で10ファイルまで）となっているが、1件でも分厚い申告では白黒にしても500KBを超えることが頻繁にあり、申告添付を分割して登録することが手間になっている。また、商品カタログを入手しても白黒添付では写真が真っ黒になり使えないことがある。2月に、容量制限の拡大が試験的に実施されているが、商品カタログをカラー添付可能にするなど添付容量の拡大に向けて迅速な対応を今後も図りたい。

【回答】

次に(3)といたしまして、容量制限についてのご要望をいただいております。

この容量に関しましては、本年の3月から1ファイルの容量500KBから1MBに倍増したというところがございます。なお、合計容量についてということであれば、次期NACCS稼働時、これは平成29年ということになりますが、現行の3MBから、さらに10MBに拡大するというのを予定してございます。また、商品カタログなどの参考資料をお送りいただく場合ですけれども、添付ファイルの登録の業務によって提出することが可能となりますし、3MBまで送付することが可能ということがございます。申告の添付登録の業務と合わせて添付ファイル登録業務の両方を活用することによって、最大では6MBまで送付することが可能ということになっております。

また、この容量等、あるいはこういった資料につきましては、関係省庁あるいは民間の事業者の方々と協議を進めつつ、官民が連携して通関関係書類、電子化、ペーパーレス化というものを積極的に取り組んでまいりたいと考えておる

ところでありまして、29年10月の次期NACCSの稼働時においては、電子手続の原則化というのを実現できるよう、可能な限りまた順次実施していきたいと考えておりますので、ご協力いただきたいと存じます。

2. 到着即時申告制度（輸入）の利用拡大

輸入貨物の課税価格を算出する為替レートについては毎週火曜日頃に公示され、翌週の日曜日～土曜日に適用されることとされており、例外は認められていない。到着即時申告制度利用時で1つのB/L・AWBの貨物が複数の船舶・航空機に分かれ週を跨って到着した場合には、課税価格を算出する為替レートが異なるため修正申告や更生請求が必要となっている。当該制度の利用促進と、迅速な輸入通関のため、このような場合の為替レートについて、週を跨って到着した場合も、修正申告や更生請求を行うことなく、最初に貨物が到着した日の為替レートによる課税価格の算出が可能となるなど柔軟な対応を図られたい。

【回答】

続きまして、2. としまして、到着即時申告制度（輸入）の利用拡大ということでご要望いただいております。為替レートに関するということのご要望でございますが、関税を課する場合に適用される法令というのは、輸入申告の日に適用される法令によることとされております。これはちょっと法律事項ということでございますので、予備申告制度においても、輸入申告、実際にはこれは本申告になるわけなんですけど、その予定日の為替レートにより申告していただくということとなっております。

これは実際に貨物を輸入する際に課税物件が確定して、納税義務が発生するということが考えられるためでございますので、当初予定した申告予定日というのが変更になった場合は、やはり為替レートを変更していただくということは、これは必要がございます。分割して到着する場合なんですけれども、実際にはそれぞれ分割した場合でも、分割しての申告というのも可能でございますので、各申告日に適用される為替レートが、分割して後で送れるという分もわかっておられるのであれば、あらかじめそのレートを適用していただいて、申告いただければよいのではないかなと考えております。

極力、ビルを出てから、後でその積み込みの状態がわかるということかと思っておりますので、そのタイミングがいつかということもあると思うんですけれども、その辺、わかった段階で税関のほうにお知らせいただければ、仮に当初の予備申告が、区分1の即時のものが、本申告で変更後のやつがすぐ出るかどうかというのは、必ずしもというところではあるとは思いますが、実際にはレートだけの話で、中身が変わっていないということであれば、税関のほうとしても、迅

速通関ということは可能な範囲だと考えておりますので、またそういった状況、おそらく個別で事情が違ふと思っておりますので、また税関のほうにご相談いただければ、よりよい通関、適正な通関手続ということでさせていただきたいと思っております。

ただ、当初のというふうになると、適正通関の確保という観点では、ちょっとやはり法律事項から離れるということになりますので、そこはちょっと現在の取扱というのは、変更はなかなかできないというところは、ご理解いただきたいと思います。

3. リアルタイム口座を活用した直接納税の促進について

リアルタイム口座利用金融機関は2014年12月現在で64銀行195信用金庫と年々拡大しており利便性が向上し、利用者も年々増加している。マルチペイメントネットワークと併せて輸入者が直接納税できる仕組みは増えているものの、利用者の大半は大手企業であり、中小企業を中心に輸入申告の大半でいまだに関税・輸入消費税の納付は通関業者が一旦立替をしており、依然輸入者に直接納税の制度が浸透していない状態にある。輸入者が取引のある銀行口座をそのまま関税・輸入消費税の納付に使用できるメリットを活かすことができるリアルタイム口座について広く宣伝を行い、本邦への輸入申告件数における輸入者の直接納税の比率を高める活動を検討されたい。

【回答】

電子化、ペーパーレス化も担当しておりますけれども、収納のほうも担当しておりますので、次のリアルタイム口座を活用した直接納付の促進についてということについて、お答えさせていただきます。リアルタイム口座振替方式につきましては、既に皆様ご承知のとおり、納税者の利用利便性の向上というのと、関税等の円滑な収納のため、NACCSの利用者の皆様に対して、この利用を周知するというのととも、対象金融機関の拡大に努めているというところがございます。直近の状況としましては、今年4月の対応金融機関の状況としましては、69の銀行というのと196の信用金庫ということになっております。

また、昨年3月には、納税環境整備の一環ということで、消費税率も上がったということもありまして、納期延納制度というものを積極的に利用していただくということを何か考えようということで、昨年3月に金銭の負担を伴わない土地についても、包括延納の対象ということで追加をさせていただいて、納期の延長制度の利用というのを、さらに利便性を向上しようということで取り組んでおります。

またさらに、その周知の際には、リアルタイム口座振替方式による利用を使ってくださいということで、納税事務の簡素化というのと、輸入貨物の引き取りの

迅速化ということに関するリーフレットということで、税関ホームページに掲載しております。皆さんご覧になられた方いらっしゃるかもしれませんが、こういう形でリーフレットをつくりまして、リアルタイム口座方式を使ってくださいねと。非常に便利ですよということでPRをさせていただいております。これについては、日本通関業連合会のほうからも、全国の通関業者を通じて輸入者の皆様にお知らせをしているというところがございます。また、実はNACCSセンターのほうから、今年の3月にNACCS専用口座の利用者の皆様へということで、NACCS専用口座廃止になりますので、ぜひリアルタイム口座を使ってくださいという、このNACCSの掲示板に載せてあります。これと合わせて両面刷りにして、全国の収納担当のほうの窓口に置くとともに、全国の税関の事業者向け、通関業者様向けとか、通関協議会というのが各地区にあるんですけども、そういうところでこのリーフレットを配布して、ぜひさらにまたリアルタイム口座を使っていただくようお願いしようということで、4月以降また取り組むこととしております。引き続き、われわれとしては通関業者の皆様のご負担にならないような形ということと、あとは納税義務の簡素化ということに努めてまいりたいと考えております。以上です。

4. 税関官署間の対応の標準化について

(1) 税関官署間で、申告手続きの取り扱いや必要書類等で対応が異なっている場合がある。ついては、可能な限り効率的・合理的な方法を検討し対応の標準化に取り組まれない。

(具体的事項)

- ① 税番変更によって加算税が発生する場合もあることから、税番変更に関わる全ての情報の速やかな開示と幅広い周知に引き続き取り組まれない。
- ② 同一商品を輸出入する際に申告税関官署、及び担当者によって商品に対する税番などの見解が異なり、関税率が異なる場合が見受けられる。それにより、通関現場で荷主に対して理由が説明できず困惑していることから、見解が異なるような事象を発生させないよう税関官署、ならびに担当者間における見解を統一させる仕組みの導入に取り組まれない。また、税関職員への周知方法について、教示願いたい。

【回答】

税関官署間の対応の標準化についてというところで、税番変更に関わるすべての情報の速やかな開示と幅広い周知に引き続き取り組まれないということでございますが、当方といたしましても、関税分類の統一的適用の観点から、変更等が生じた場合には、連絡会とか、窓口において情報提供を実施しているところで

ございます。こちらにつきましては、引き続き適切に運用に努めさせていただきたいと存じます。

事前教示制度というのがございまして、こちらは税関のホームページに、有効期限3年間とございますので、そのデータベースを公開しております。また、3年で切れてしまうんですけれども、今後も有用な事例につきましては、品目分類事例として特別に掲載もいたしておりますので、そちらのほうもご利用いただきまして、皆様にもご紹介していただければと思います。

続きまして、同一商品を輸出入する際に申告税関官署及び担当者によって商品に対する税番などの見解が異なり、関税率が異なる場合が見受けられる。それにより、通関現場で困難な状況が生じるということから、見解を統一させる仕組みの導入に取り組まれないということでございますが、先ほども申しましたとおり、関税分類の統一的適用の確保というのは、税関内部でも協議体制をすでに整えておきまして、もし仮にご指摘のようなことがございました場合には、さらに周知徹底をいたしてまいりたいと思います。

先ほども申しましたが、事前教示制度というのがございまして、輸入の申告の場合に、関税分類のほうに文書で分類をご相談いただけますと、輸入の際に税番が尊重されることとなりますので、その制度もご活用いただければと思います。

5. 航空貨物のレシップに関する件

明らかに誤って本邦に到着した貨物を発地国にレシップする場合、輸出通関にインボイスが必要とされているが、輸出者が不在のケースもあり、インボイスの発行が困難な場合がある。そこで、輸入時のインボイスでレシップ通関を可能とするなど、輸出用インボイスの提出がなくてもレシップが可能となるよう柔軟な対応を検討されたい。

【回答】

航空貨物のレシップに関する件ということでご要望いただいております。輸入時のインボイスでレシップ通関を可能とするなど、柔軟な対応をとということでございますが、この場合、誤って到着した貨物というのは、本来は第三国に向けた貨物がクロスラベルなどの理由によって、日本に到着してしまったというものが考えられるわけでございます。実際に今もそういうのが起こっていて、それについて、税関のほうでも対応させていただいているということなのですが、このような場合の今回輸入時のインボイスでということのご要望であるのですが、本来それは第三国向けに出されている輸入インボイスということでございますので、それがそのまま日本で輸入インボイスとして見れるかということ、それは日本向けの輸入インボイスというのは、本来であれば存在していないというふうなこ

とになるのではないかとと思われます。

ただ、現状でどうしているかということなんですけれども、輸出者のほうから出していただくということもあろうかと思うのですが、日本から積み戻す際の申告について、航空会社等が行っているということもございますので、その積み戻し用のインボイスというのをそういったところで作成していただいて、通関しているというふうに承知しているところであります。輸入インボイスのほうについては、物自体が本来第三国に行くものが、今、日本に到着しているということなので、物としてはそれが今あるという確認、いわゆる参考資料としてわれわれとして確認ができるということでもありますので、そういう形でわれわれのほうとしても、確認ができるという資料にはなるかなと思います。

ただ、積み戻すという際には、積み戻しのインボイスというのが必要なので、ただ、それは輸出者が必ずしも作成しなくても、そういった航空会社等の方のほうで作成いただくということも実際にやっているということでも聞いておりますので、そういったやり方でも可能なのかなということで、その点はそういった形での対応というのをさせていただくということでもご理解いただきたいかなと思います。

あと、それ以外でも、こういうのは非常にイレギュラーな形で到着する貨物でございますので、早めに税関にご相談いただきながら、その対応というのを考えていきたいと思っておりますので、こちらについても、そのような形でご協力いただければと存じます。

6. 免税品の取り扱い拡大について

旅行の動機にもつながることから、沖縄県のDFSギャラリーの事例を参考に日本国内における免税品目の取り扱い拡大を図りたい。また、国内での消費増大にも貢献することから、海外より帰国後の到着空港においての免税品の購入も可能となるよう取り組まれない。

【回答】

最後の事項といたしまして、免税品の取り扱い拡大についてということで、こちらの要求事項の書面でいただいた中では2点記載いただいております、この前段の免税品目の取り扱い拡大については、本日はこちらの回答は、われわれからは差し控えさせていただきたいと思っております。

後段のほうですけれども、海外より帰国後の到着空港においての免税品の購入も可能となるよう取り組まれないということで、私の理解するところによりますと、おそらく入国エリアに免税店を設けて、そこで海外から帰ってきた方が購入した物品についても、免税を認めてほしいと、そういった要望と理解してござ

います。よろしいでしょうか。

こちらについてですけれども、まずご承知のとおり、入国者、海外から帰国された方の携帯品の免税制度というのが現在設けられてございます。こちらの入国旅客の携帯品の免税制度につきましては、入国旅客の事務負担ですとか、税関による通関の迅速化というのがまず一つ目的がございます。国際的な条約におきましても、そういった旅行者の携帯品については、一定の範囲で免税の制度を各国設けることとされておりまして、そういった条約の規定にも照らして、われわれ限定的な範囲で設けている制度でございます。

こちらの携帯品の免税制度と入国エリアにおける免税制度というのは異なるものでございます。何で異なるかと申しますと、携帯品の免税制度というのは、帰ってくる旅客の方が入国の際に携帯して持ち込む物品について免税をします。入国というのは、結局日本の領空を越えるときというのが入国になりますので、例えば機内販売とかもありますけれども、その領域に入る前に購入した物品まで、それが免税の対象になるというものでございます。

今回、要求いただいているものというのは、もう国内にいわば入った、あと店舗で購入した物品について、免税を認めてほしいという話でございますので、こういった免税を認める場合には、新たな免税制度というのを構築する必要があるということで、現行の携帯品免税制度には沿わないということをまずご理解いただきたいと思えます。

あと、国内でそういった免税店を設けるということになりますと、それは入国エリアに限らず、ほかの国内でも免税店を設けてもいいじゃないかという話になりますし、そうしますと、関税のもともとの本質的な機能である国内産業の保護というのができなくなりますので、極めて大きな問題であるということで、なかなかこの要求事項を実現するというのは、極めて難しいということをご理解いただきたいと思えます。以上です。